

# 大阪教育大学における障がい学生支援

本学では、学内の講義や行事等において、学生本人による意思表示と障がいに基づいて、合理的配慮の提供を実施します。

## □学生本人による意思表示

大学における合理的配慮は、学生本人の申請により、検討・実施されます。これは、本人が望んでいないにもかかわらず、家族などの周囲の人の先回りによる障がいの開示や支援要請によって、関係性や予後の悪化が起きることを防ぐためです。大学は、学生本人の意思を尊重した配慮を提供する立場であることをご理解ください。

## □単位取得や出席不足への保障は行いません

学生は合理的配慮に基づいて学修に取り組みます。支援ルームへの相談は、単位取得や出席不足を補うことを保障するものではないことをご理解ください。

## □合理的配慮の対象時期

相談・申請以降の配慮が対象となります。

相談・申請以前にさかのぼって配慮を受けることは原則できません。

合理的配慮の提供に際して、2種類の文書のどちらかを作成します。文書の種類は、配慮申請書の内容によって決定します。

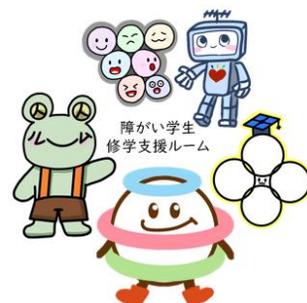
## □情報提供書

学生本人の障がいの特性や状況を先生方にお伝えし、理解していただくことを目的として作成・提出します。障がいの特性のほか、学生本人が修学しやすくなる方法や、自己対処法などを記載します。

## □配慮依頼文

先生方が直接配慮を行う必要がある場合に、その配慮提供を依頼するために作成・提出します。

作成する際、学生本人からの申請に基づき、部門主任と指導教員、障がい学生修学支援ルームで検討を行います。

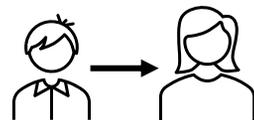




# 合理的配慮提供までの流れ

## 申請

学生本人から、障がい学生修学支援ルームに相談申し込みをおこなう。  
コーディネーターと面談の日程調整をする。



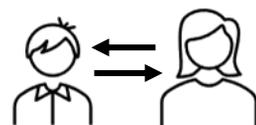
## 面談

学生本人とコーディネーターで面談を実施する。  
学生のニーズや根拠資料の確認をおこない、  
配慮申請書を作成する。



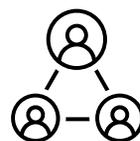
## 合意

配慮申請書の内容をもとにコーディネーターが  
情報提供書、もしくは配慮依頼文を作成する。  
学生本人は齟齬がないか確認する。



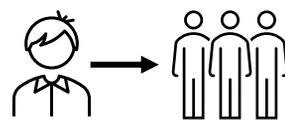
## 協議

配慮の提供について、必要な場合は部門主任・  
指導教員・コーディネーターで協議をおこなう。  
必要に応じて、関係部署も参加する。



## 配布

学生本人が授業担当教員に配慮内容を送付する。  
送付後初めての授業で、カードを直接渡す。



## 提供

学生本人が授業担当教員に配慮について確認する。  
配慮を検討する際は建設的対話を用いておこなう。

